

京都市告示第 6 号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、農業用水路等を次のように廃止します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和5年4月3日

京都市長 門川 大作

(廃止する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	廃止する起点 廃止する終点
1	桂水0078号	西京区桂久方町10番地の6地先 西京区桂久方町10番地の5地先

(産業観光局農林振興室農林企画課)